高圧ガス事業者の皆様へ ~適切な管理をお願いします~

高圧ガスの製造・貯蔵・販売・消費等、高圧ガスの取扱い形態に応じて、それぞれ必要となる手続きや守っていただく事項があります。

ここでは、高圧ガスを製造する事業者が、事業開始後に必要となる手続きや継続的に守っていただく内容の一部を掲載しています。ご参照のうえ、適切な管理をお願いします。

製造する者(第一種製造者・第二種製造者)

法:高圧ガス保安法

No.	項目	時期	必要な対応	備考
1	事業の承継	【第一種製造者】	・承継者は承継の手続きが必要	法第10条
		・相続、合併又は分割となった場	となりますので、承継者にその	法第10条の2
		合。	旨を伝えてください。(被承継者	
		【第二種製造者】	は手続き不要です。)	
		・譲渡、相続、合併又は分割とな		
		った場合。		
2	施設等の変更	・完成検査を受けた(届出をし	・変更手続きが必要となる場合	法第14条
		た) 製造施設のうち、位置・構造・	がありますので、事前に窓口あ	
		設備を変更する場合。	てご連絡ください。	
		・高圧ガスの製造の方法を変更		
		する場合。		
3	施設の廃止	・施設を廃止した場合。	・廃止の手続きが必要となりま	法第21条
			す。	
4	危害予防規程	・届出をした危害予防規程の内	・変更手続きが必要となる場合	法第26条
	の変更	容を変更した場合。	がありますので、事前に窓口あ	
	第一種製造者		てご連絡ください。	
5	保安教育	・随時	【第一種製造者】	法第27条
			・保安教育計画を定める必要が	
			あります。なお、届出等の手続き	
			は不要です。	
			【第一種・第二種製造者共通】	
			・従業員に対し、取り扱う高圧ガ	
			スに応じた保安教育を実施し、	
			その記録を保存してください。	
			【参考図書】	
			保安教育計画の指針(高圧ガス	
			保安協会)	

No.	項目	時 期	必要な対応	備考
6	保安統括者等 の選任/解任	・保安統括者、保安技術管理者、 保安係員、保安主任者、保安企画 推進員、冷凍保安責任者、冷凍作 業責任者(それぞれ代理者を含 む)又は保安監督者が選任/解 任された場合。	・選任/解任された場合は、その旨の手続きが必要となります。	法第27条の2 法第27条の3 法第27条の4 法第33条
7	保安検査【第一種製造者】	・定期(施設によって1年~3年 周期)	・保安検査を受ける必要があります。	法第35条
8	定期自主検査	・定期(1年周期)	・定期自主検査を実施し、記録を 作成、保存する必要があります。	法第35条の2
9	火気等の制限	・常時	・事業者が指定する場所で火気を取り扱うことはできません。 ・事業者の承諾を得ないで発火しやすいものを携帯して火気制限場所に立ち入ることはできません。 ★事業者が主体となって管理する必要があります。	法第37条
10	帳簿の管理	・随時	・帳簿を備え、必要な事項を記載 のうえ保存する必要があります。 【記載すべき内容】 ①高圧ガスを充塡した容器の記号、番号、高圧ガスの種類、圧力 (液化ガスの場合は質量)、充塡 年月日 ②授受した高圧ガス容器の記号、番号、高圧ガスの種類、圧力 (液化ガスの場合は質量)、充塡 年月日 ③異常があった場合の年月日、とった措置 【保存期間】 ①②2年間 ③10年間	法第60条

No.	項目	時 期	必要な対応	備考
11	事故発生の届	・高圧ガスに係る災害が発生し	・速やかに事故発生の届出が必	法第63条
	出	た場合。	要となります。	
		・高圧ガス/容器を喪失又は盗		
		まれた場合。		
12	代表者等の変	・代表者、本社所在地等の変更が	・変更後、遅滞なく届出が必要と	千葉市高圧ガス保安
	更	あった場合。	なります。	法施行細則第19条

高圧ガスに関する窓口

【所在地・連絡先】

 $\mp 260 - 0854$ 千葉市中央区長洲1-2-1 セーフティちば4階

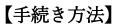
千葉市消防局予防部指導課保安係

電話: 0 4 3 - 2 0 2 - 1 6 7 2 FAX: 0 4 3 - 2 0 2 - 1 6 7 9

E-mail: shidoho@city.chiba.lg.jp

お越しの際は事前にご連絡ください。







冷凍

【電子申請】



手数料あり



手数料なし